

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月28日 06時15分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港高砂地区南西方沖 東播磨港高砂西防波堤灯台から真方位236° 1.24海里付近 (概位 北緯34° 43.1′ 東経134° 46.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ピシー} PC30-3は、航行中、のり網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート PC30-3、6.4トン
船舶番号、船舶所有者等	242-15775兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 のり養殖施設 のり網及びロープに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、明石海峡西方の釣り場へ向かって航行中、航程を短縮する目的で、以前に目視で通過した経験のあるのり養殖施設の水路を通過することとした。</p> <p>船長は、以前と同じように航行すれば安全に通過できると思い、水路に入り航行中、目前にのり網を認め、機関を停止したものの、のり網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、動けなくなった旨の118番通報を行い、本船は、来援した漁船によって引き出された。</p> <p>船長は、釣り場へ向かう際、のり養殖施設内の狭い水路を通過せず、大きく迂回するルートを通ればよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、釣り場へ向かう際、船長が、航程を短縮する目的で、以前に目視で通過した経験のあるのり養殖施設の水路を航行したことから、のり網に気付くのが遅れ、のり網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、釣り場へ向かう際、船長が、航程を短縮する目的で、以前に目視で通過した経験のあるのり養殖施設の水路を航行したため、のり網に気付くのが遅れ、のり網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航程短縮の目的で、のり養殖施設の間の水路を安全に通過できると思わず、大きく迂回して余裕を持って航行できるルートを選ぶこと。 |
|--|---|